

平成26年2月26日

消費税率引き上げに伴う受講料等のお知らせ

平成26年4月1日から消費税法の一部改正により、消費税率が8%に引き上げられることに伴う養成課程講習会の受講料等の扱いは、以下のとおりとなりますのでお知らせします

◎ 養成課程講習会の受講料等は、現行税込総額（※）を据え置くこととします

（※）受講料等の税込総額

- | | |
|------------------|---------|
| ○第四級標準コース | 22,750円 |
| ○第四級標準コース（18歳以下） | 7,750円 |
| ○第三級短縮コース | 12,750円 |

上記の額には、無線従事者免許申請手数料1,750円が含まれています。

また、第四級標準コースについては、これまでに中学生以下の受講料を減額しておりますが、平成26年度からは18歳以下にまで拡大することとしております。

◎ 技適証明・認証手数料は、現行手数料に新税率8%の適用となります

詳しい手数料は、業務規程をご参照ください。

なお、平成26年4月1日以降に技術基準適合証明又は工事設計認証を行うものから適用となります。